

規制改革の推進に関する第2次答申
経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革
(抜粋)

総合規制改革会議
(平成14年12月12日)

第1章 横断的分野

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

官民役割分担の再構築

(2) 民間参入拡大の推進方策

P F I事業の推進【平成14年度中に措置】(内閣府、財務省、総務省)
P F I手法を有効に活用するためには、民間の創意工夫が最大限発揮できるようにすることが重要である。

このため、(a)入札前に、リスク分担等の契約内容の明確化を図るために、国・地方公共団体と入札参加者が十分に意思疎通を行い、必要があれば、全ての入札参加者に周知した上で契約書案の変更を行うこと、(b)事業内容に応じて、資格審査段階において、まず簡易な事業提案に係る審査を行うことにより、入札前の多段階選抜を行うこと、(c)入札後の契約締結の際に、入札前には確定していないリスク分担等の明確化を図るために契約書案の変更を行うことについて、現行法令上可能である事項を発注者に対して明示する。